

資料編

資料 1. 1	県、市町村の担当部署、連絡方法	1
資料 1. 2	県内消防機関の担当部署、連絡方法	8
資料 1. 3	指定行政機関の担当部署、連絡方法	10
資料 1. 4	市公共機関、指定地方行政機関等	12
資料 1. 5	指定公共機関、指定地方公共機関等	16
資料 2. 1	避難施設一覧表	18
資料 2. 2	救急病院・救急診療所一覧（幸手保健所管内）	21
資料 2. 3	災害拠点病院（埼玉県）	23
資料 2. 4	救命救急センター（埼玉県）	25
資料 2. 5	県内火葬場一覧	26
資料 2. 6	生活関連等施設、危険物質等の状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）	27
資料 2. 7	核燃料物質等に関する国の専門機関の連絡窓口	27
資料 3. 1	蓮田市国民保護協議会条例	28
資料 3. 2	蓮田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	29
資料 3. 3	蓮田市国民保護対策本部及び蓮田市緊急対処事態対策本部運営要綱	31
資料 3. 4	蓮田市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	35
資料 3. 5	特殊標章等の各種様式	43
資料 3. 6	救援の程度及び方法の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十九号）	47
資料 3. 7	安否情報に係る総務省令（平成十七年総務省令第四十四号）	55
資料 3. 8	安否情報収集様式	58
資料 3. 9	危険物質等取扱者に対する措置	63
資料 3. 10	被災情報の報告様式	65

資料 1. 1 県、市町村の担当部署、連絡方法

No.	市町村	危機事案の種類	部局名	電話番号	FAX番号	Eメール
1	さいたま市	勤務時間外の緊急連絡先	危機管理当直	048-829-1139	048-829-1936	-
		国民保護	総務局危機管理部危機管理課	048-829-1125	048-829-1936	kiki-kanri@city.saitama.lg.jp
2	川越市	勤務時間外の緊急連絡先	当直室	049-224-8811	-	-
		国民保護	防災危機管理室	049-224-5554	049-225-2895	bosai@city.kawagoe.lg.jp
3	熊谷市	勤務時間外の緊急連絡先	警備員室	048-524-1111 (内線 266・448)	-	-
		国民保護	危機管理課	048-524-1111 (内線 333)	048-525-9051	kikikanri@city.kumagaya.lg.jp
4	川口市	勤務時間外の緊急連絡先	警備室	048-252-0262	-	-
		国民保護	危機管理課	048-242-6358	048-257-3535	050.05000@city.kawaguchi.lg.jp
5	行田市	勤務時間外の緊急連絡先	当直室	048-556-1111	-	-
		国民保護	危機管理課	048-556-1111 (内線 281)	048-556-2117	kikikanri@city.gyoda.lg.jp
6	秩父市	勤務時間外の緊急連絡先	警備員室	0494-22-2211	-	-
		国民保護	総務部危機管理課	0494-22-2206	0494-22-1363	kiki@city.chichibu.lg.jp
7	所沢市	勤務時間外の緊急連絡先	警備室	04-2998-1111	-	-
		国民保護	危機管理室	04-2998-9399	04-2998-9042	a9399@city.tokorozawa.lg.jp
8	飯能市	勤務時間外の緊急連絡先	警備室	042-973-2111	-	-
		国民保護	危機管理室	042-973-2723	042-972-8455	kikikanri@city.hanno.lg.jp
9	加須市	勤務時間外の緊急連絡先	警備室	0480-62-1111 (内線 184)	-	-
		国民保護	危機管理防災課	0480-62-1111 (内線 256・257)	0480-62-1934	kikibosai@city.kazo.lg.jp

10	本庄市	勤務時間外の 緊急連絡先	警備室	0495-25- 1111	-	-
		国民保護	市民生活部危機 管理課	0495-25- 1184	0495-22- 0602	kikikanri@city. honjo. lg. jp
11	東松山市	勤務時間外の 緊急連絡先	警備室	0493-23- 2221	-	-
		国民保護	危機管理防災課	0493-21- 1405	0493-22- 7799	KIKIKANRIBOSAIK A@city.higashim atsuyama. lg. jp
12	春日部市	勤務時間外の 緊急連絡先	警備室	048-736- 1111	-	-
		国民保護	防災対策課	048-736- 1111 (内線 2341)	048-734- 0869	bosai@city.kasu kabe. lg. jp
13	狭山市	勤務時間外の 緊急連絡先	警備室	04-2953- 1111	-	-
		国民保護	危機管理課	04-2953- 1111 (内線 3694)	04-2954- 8670	kikikanri@city. sayama. lg. jp
14	羽生市	勤務時間外の 緊急連絡先	羽生市消防本部	048-565- 1919	-	-
		国民保護	地域振興課	048-561- 1121 (内線 224)	048-563- 2323	chiki@city.hany u. lg. jp
15	鴻巣市	勤務時間外の 緊急連絡先	危機管理課	048-541- 1321	-	-
		国民保護	危機管理課	048-541- 1879	048-543- 5480	kikikanri@city. kounosu. lg. jp
16	深谷市	勤務時間外の 緊急連絡先	総務部総務防災 課	048-571- 1211	-	-
		国民保護	総務部総務防災 課	048-574- 6635	048-571- 5055	somu@city.fukay a. lg. jp
17	上尾市	勤務時間外の 緊急連絡先	警備室	048-775- 5111	-	-
		国民保護	危機管理防災課	048-775- 5140	048-775- 9927	s105000@city. ag eo. lg. jp
18	草加市	勤務時間外の 緊急連絡先	草加市当直	048-922- 0151	-	-
		国民保護	市長室危機管理 課	048-922- 0614	048-922- 6591	kikikanri@city. soka. lg. jp
19	越谷市	勤務時間外の 緊急連絡先	消防局指令課	048-974- 0101	048-977- 1199	shirei@city.kos higaya. lg. jp
		国民保護	危機管理室	048-963- 9285	048-965- 7809	kikikanri@city. koshigaya. lg. jp

20	蕨市	勤務時間外の 緊急連絡先	警備室	048-432- 3200	-	-
		国民保護	安全安心推進課	048-433- 7755	048-433- 7491	jiti@city.warabi.saitama.jp
21	戸田市	勤務時間外の 緊急連絡先	警備室	048-441- 1800	-	-
		国民保護	危機管理防災課	048-441- 1800 (内線 451)	048-433- 2200	kikikanri@city.toda.lg.jp
22	入間市	勤務時間外の 緊急連絡先	守衛室	04-2964- 1111	-	-
		国民保護	危機管理課	04-2964- 1111	04-2964- 7818	ir411000@city.iruma.lg.jp
23	朝霞市	勤務時間外の 緊急連絡先	警備員室	048-463- 1111	-	-
		国民保護	危機管理室	048-463- 1788	048-463- 1195	kiki_kanri@city.asaka.lg.jp
24	志木市	勤務時間外の 緊急連絡先	警備員室	048-473- 1111	-	-
		国民保護	防災危機管理課	048-473- 1111	048-473- 1294	bousai@city.shiki.lg.jp
25	和光市	勤務時間外の 緊急連絡先	宿直室	048-464- 1111	-	-
		国民保護	危機管理室	048-424- 9096	048-464- 1234	b0200@city.wako.lg.jp
26	新座市	勤務時間外の 緊急連絡先	守衛室	048-477- 1111	-	-
		国民保護	危機管理課	048-477- 2502	048-481- 6748	kikikanri@city.niiza.lg.jp
27	桶川市	勤務時間外の 緊急連絡先	警備員室	048-786- 3211	-	-
		国民保護	安心安全課	048-788- 4926	048-786- 3740	anzen@city.okegawa.lg.jp
28	久喜市	勤務時間外の 緊急連絡先	市庁舎警備員室	0480-22- 1111	-	-
		国民保護	消防防災課	0480-22- 1111 (内線 2644)	0480-21- 1641	shobobosai@city.kuki.lg.jp
29	北本市	勤務時間外の 緊急連絡先	警備室	048-591- 1111	-	-
		国民保護	くらし安全課	048-594- 5523	048-592- 5997	bousai@city.kitamoto.lg.jp

30	八潮市	勤務時間外の 緊急連絡先	宿直室	048-996- 2111	-	-
		国民保護	危機管理防災課	048-996- 2111 (内線 240)	048-995- 7367	k- bosai@city.yash io.lg.jp
31	富士見市	勤務時間外の 緊急連絡先	警備室	049-251- 2711	-	-
		国民保護	危機管理課	049-251- 2711 (内線 445)	049-251- 2760	flg010@city.fuj imi.lg.jp
32	三郷市	勤務時間外の 緊急連絡先	警備室	048-953- 1111	-	-
		国民保護	危機管理防災課	048-930- 7832	048-952- 6780	bousai@city.mis ato.lg.jp
33	蓮田市	勤務時間外の 緊急連絡先	警備室	048-768- 3111	048-765- 1702	-
		国民保護	危機管理課	048-765- 1734	048-765- 1700	kikikanri@city. hasuda.lg.jp
34	坂戸市	勤務時間外の 緊急連絡先	警備室	049-283- 1302 着信専用	-	-
		国民保護	防災安全課	049-283- 1489	049-283- 3903	sakado28@city.s akado.lg.jp
35	幸手市	勤務時間外の 緊急連絡先	日直室	0480-43- 1111	-	-
		国民保護	市民生活部危機 管理防災課	0480-43- 1111	0480-43- 6033	bousai@city.sat te.lg.jp
36	鶴ヶ島市	勤務時間外の 緊急連絡先	警備室	049-271- 1111	-	-
		国民保護	安心安全推進課	049-271- 1111 (内線 372)	049-271- 1190	10400090@city.t surugashima.lg. jp
37	日高市	勤務時間外の 緊急連絡先	警備室	042-989- 2111	-	-
		国民保護	危機管理課	042-989- 2115	042-985- 3371	kikikanri@city. hidaka.lg.jp
38	吉川市	勤務時間外の 緊急連絡先	危機管理課	048-982- 5111	048-981- 5392	kikikanri@city. yoshikawa.lg.jp
		国民保護	危機管理課	048-982- 9471	048-981- 5392	kikikanri@city. yoshikawa.lg.jp
39	ふじみ野市	勤務時間外の 緊急連絡先	資産管理課（警 備室）	049-261- 2611	-	-
		国民保護	危機管理防災課	049-262- 9017	049 - 257- 6061	bosai@city.fuji mino.lg.jp

40	白岡市	勤務時間外の 緊急連絡先	警備室	0480-92- 1111	-	-
		国民保護	総合政策部安心 安全課	0480-92- 1111 (内線 371・ 372・373)	0480-92- 9096	anshinanzen@cit y.shiraoka.lg.jp
41	伊奈町	勤務時間外の 緊急連絡先	警備室	048-721- 2111	-	-
		国民保護	生活安全課	048-721- 2111	048-721- 2136	jichisuishin@to wn.saitama- ina.lg.jp
42	三芳町	勤務時間外の 緊急連絡先	警備室	049-258- 0019	-	-
		国民保護	自治安心課	049-258- 0019 (内線 265)	049-274- 1009	chiiki@town.sai tama- miyoshi.lg.jp
43	毛呂山町	勤務時間外の 緊急連絡先	当直室	049-295- 2112	-	-
		国民保護	総務課	049-295- 2112	049-295- 0771	soumu@town.moro yama.lg.jp
44	越生町	勤務時間外の 緊急連絡先	委託している警 備会社	049-292- 5311	-	-
		国民保護	総務課	049-292- 3121	049-292- 5400	soumu@town.ogos e.lg.jp
45	滑川町	勤務時間外の 緊急連絡先	警備員室	0493-56- 2211	-	-
		国民保護	総務政策課	0493-56- 2211	0493-56- 2448	na3411103@town. namegawa.lg.jp
46	嵐山町	勤務時間外の 緊急連絡先	警備室	0493-62- 2150	-	-
		国民保護	地域支援課	0493-62- 2152	0493-62- 5935	r- chiikisien02@to wn.ranzan.lg.jp
47	小川町	勤務時間外の 緊急連絡先	警備室	0493-72- 1221	-	-
		国民保護	防災地域支援課	0493-72- 1221	0493-74- 2920	ogawa101@town.s aitama- ogawa.lg.jp
48	川島町	勤務時間外の 緊急連絡先	警備室	049-297- 1811	-	-
		国民保護	総務課	049-299- 1753	049-297- 6058	soumu@town.kawa jima.lg.jp
49	吉見町	勤務時間外の 緊急連絡先	警備室	0493-54- 1511	-	-
		国民保護	総務課危機管理 室	0493-54- 1505	0493-54- 4200	y- 9002@town.yoshi mi.saitama.jp

50	鳩山町	勤務時間外の 緊急連絡先	当直室	049-296- 1211	-	-
		国民保護	総務課	049-296- 1214	049-296- 2594	h210@town.hatoyama.lg.jp
51	ときがわ町	勤務時間外の 緊急連絡先	当直室	0493-65- 1521	-	-
		国民保護	総務課	0493-65- 1521	0493-65- 3631	bosai@town.tokigawa.lg.jp
52	横瀬町	勤務時間外の 緊急連絡先	総務課	080-3577- 8651	-	-
		国民保護	総務課	0494-25- 0111	0494-23- 9349	soumu@town.yokozel.lg.jp
53	皆野町	勤務時間外の 緊急連絡先	総務課（代表）	0494-62- 1230	0494-62- 2791	-
		国民保護	総務課	0494-62- 1231	0494-62- 2791	kikikanri@town.minano.lg.jp
54	長瀬町	勤務時間外の 緊急連絡先	総務課	0494-66- 3111	-	-
		国民保護	総務課	0494-66- 3111	0494-66- 0894	somu@town.nagatoro.lg.jp
55	小鹿野町	勤務時間外の 緊急連絡先	富士警備保障 0494-75-5771	小鹿野町役場 0494-75- 1221	-	-
		国民保護	総務課	0494-75- 1221	0494-75- 2819	shoboubosai@town.ogano.lg.jp
56	東秩父村	勤務時間外の 緊急連絡先	当直室	0493-82- 1221	-	-
		国民保護	総務課	0493-82- 1221	0493-82- 1562	soumu@vill.higashichibu.lg.jp
57	美里町	勤務時間外の 緊急連絡先	美里町役場（代表）	0495-76- 1111	-	-
		国民保護	総務税務課	0495-76- 1115	0495-76- 0909	jichi@town.saitama-misato.lg.jp
58	神川町	勤務時間外の 緊急連絡先	防災環境課	090-3092- 7638	-	-
		国民保護	防災環境課	0495-77- 2124	0495-77- 3915	bousaik@town.saitama-kamikawa.lg.jp
59	上里町	勤務時間外の 緊急連絡先	警備室	0495-35- 1221	-	-
		国民保護	くらし安全課	0495-35- 1226	0495-33- 2429	kurashi@town.kamisato.lg.jp

60	寄居町	勤務時間外の 緊急連絡先	自治防災課	048-578- 8585	-	-
		国民保護	自治防災課	048-578- 8585	048-581- 5100	jichibousai@town.yorii.lg.jp
61	宮代町	勤務時間外の 緊急連絡先	警備員室	0480-34- 1111	-	-
		国民保護	町民生活課	0480-34- 1111 (内線 276・279)	0480-34- 1093	anshin@town.miyahiro.lg.jp
62	杉戸町	勤務時間外の 緊急連絡先	日直室	0480-33- 1271	-	-
		国民保護	くらし安全課	0480-33- 1111 (内線 282)	0480-33- 4550	kurashianzen@town.sugito.lg.jp
63	松伏町	勤務時間外の 緊急連絡先	総務課 (守衛室)	048-991- 1900	-	-
		国民保護	総務課	048-991- 1895	048-991- 7681	soumu1010200@town.matsubushi.lg.jp
64	埼玉県	勤務時間外の 緊急連絡先	当直	048-830- 8111	048-830- 8119	-
		国民保護	危機管理課	048-830- 8131	048-830- 8129	a3115-03@pref.saitama.lg.jp

資料 1. 2 県内消防機関の担当部署、連絡方法

No.	機関・団体名	所在地	電話番号	FAX番号	Eメール
1	蓮田市消防本部	蓮田市閨戸 178-1	048-768-0119	048-768-9937	shoboka@city.hasuda.lg.jp
2	川口市消防局	川口市芝下 2-1-1	048-261-3119	048-261-5955	220.01000@city.kawaguchi.lg.jp
3	川越地区消防局	川越市神明町 48-4	049-222-0700	049-225-2564	soumu@119kawagoechiku.jp
4	熊谷市消防本部	熊谷市原島 675-1	048-501-0119	048-526-9003	fd-hombu@city.kumagaya.lg.jp
5	さいたま市消防局	さいたま市浦和区常盤 6-1-28	048-833-1231	048-833-7641	shobo-soumu@city.saitama.lg.jp
6	行田市消防本部	行田市大字長野 4389-1	048-550-2119	048-556-8151	shoubo-s@city.gyoda.lg.jp
7	秩父消防本部	秩父市下宮地町 10-25	0494-21-0119	0494-21-0125	syoubousoumu@union.chichibu-ukouiki.lg.jp
8	児玉郡市広域消防本部	本庄市西富田 904-3	0495-24-0119	0495-24-8393	119-soumu@kodamakouiki.jp
9	埼玉西部消防局	所沢市けやき台 1-13-11	04-2924-0119	04-2929-9127	soumu@saisei119.jp
10	深谷市消防本部	深谷市上敷免 858	048-571-0119	048-571-5898	f-soumu@city.fukaya.saitama.jp
11	蕨市消防本部	蕨市錦町 5-1-22	048-441-0119	048-441-0181	shoubou@city.warabi.saitama.jp
12	越谷市消防局	越谷市大沢 2-10-15	048-974-0101	048-977-1199	shobosoumu@city.koshigaya.lg.jp
13	羽生市消防本部	羽生市大字藤井下組 990-1	048-565-1919	048-565-1177	shoubou@city.hanyu.lg.jp
14	草加八潮消防局	草加市神明 2-2-2	048-924-0119	048-928-8338	soumu@soka-yashio119.jp
15	春日部市消防本部	春日部市谷原新田 2097-1	048-738-3111	048-735-1536	soumu-kfd@city.kasukabe.lg.jp

16	上尾市消防本部	上尾市大字上尾村 537	048-775- 1311	048-775- 2230	s581000@city.ageo.lg.jp
17	戸田市消防本部	戸田市大字新曾 1875-1	048-420- 2119	048-442- 0119	syo-somu@city.toda.lg.jp syo- somu@city.toda.saitama.jp
18	比企広域消防本部	東松山市大字上野本 1300-1	0493-23- 2266	0493-23- 3905	mail@hiki-saitama.jp
19	朝霞地区一部事務 組合埼玉県南西部 消防本部	朝霞市溝沼 1-2-27	048-460- 0119	048-463- 0493	honbu@kennanseibu119.jp
20	埼玉県央広域消防 本部	鴻巣市箕田 1638-1	048-597- 3301	048-597- 3716	s-soumuka@ken-o.or.jp
21	三郷市消防本部	三郷市中央 5-45-4	048-952- 1211	048-952- 5568	shobo@city.misato.lg.jp
22	埼玉東部消防組合 消防局	久喜市上早見 396	0480-21- 0119	0480-23- 1542	soumu@saitamatobu-119.jp
23	坂戸・鶴ヶ島消防 組合消防本部	坂戸市鎌倉町 16-16	049-281- 3119	049-284- 9900	soumu@sakatsuru119.jp
24	入間東部地区事務 組合消防本部	ふじみ野市大井中央 1-1-19	049-261- 6004	049-261- 4395	shobo@irumatohbu119.jp
25	吉川松伏消防組合 消防本部	吉川市大字会野谷 481	048-982- 3931	048-981- 7150	soumu@yoshimatsu-119.jp
26	西入間広域消防組 合消防本部	入間郡毛呂山町大字 岩井 2451	049-295- 0119	049-295- 0169	soumu@119nishiiruma.jp
27	伊奈町消防本部	伊奈町大字小室 4885	048-722- 8111	048-722- 8132	syoubou@town.saitama- ina.lg.jp

資料 1. 3 指定行政機関の担当部署、連絡方法

No.	名称	担当部署	所在地	電話番号	FAX 番号
1	内閣府	大臣官房総務課	千代田区永田町 1-6-1	03-6257-1268	03-5510-0658
2	国家公安委員会	警察庁と同様	千代田区霞が関 2-1-2	03-3581-0141	03-3581-0744
3	警察庁	警備局警備運用部警備 第二課	千代田区霞が関 2-1-2	03-3581-0141	03-3581-0744
4	金融庁	総務政策局総務課	千代田区霞が関 3-2-1	03-3506-6021	03-3506-6267
5	消費者庁	総務課	千代田区永田町 3-1-1	03-3507-9151	03-3507-9275
6	総務省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-5090	03-5253-5093
7	消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-7550	03-5253-7543
8	法務省	大臣官房秘書課広報室	千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-5396	03-3592-7728
9	出入国在留 管理庁	総務部総務課	千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-2638	03-3592-6605
10	公安調査庁	総務部総務課	千代田区霞が関 1-1-1	03-3592-2638	03-3592-6605
11	外務省	大臣官房総務課危機管 理調整室	千代田区霞が関 2-2-1	03-5501-8059	03-5501-8057
12	財務省	大臣官房総合政策課 企画官室	千代田区霞が関 3-1-1	03-3581-7934	03-5251-2163
13	国税庁	長官官房総務課	千代田区霞が関 3-1-1	03-3581-4161	03-3593-0401
14	文部科学省	大臣官房総務課法令審議 室	千代田区霞が関 3-2-2	03-6734-2156	03-6734-3590
15	スポーツ庁	政策課	千代田区霞が関 3-2-2	03-6734-3019	03-6734-3790
16	文化庁	政策課	千代田区霞が関 3-2-2	03-6734-2806	03-6734-3811
17	厚生労働省	大臣官房厚生科学課健 康危機管理・災害対策室	千代田区霞が関 1-2-2	03-3595-2172	03-3503-0183
18	農林水産省	大臣官房文書課災害総 合対策室	千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-0578	03-6744-7158
19	林野庁	同上	千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-0578	03-6744-7158
20	水産庁	同上	千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-0578	03-6744-7158

21	経済産業省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-1327	03-3501-1704
22	資源エネルギー 庁	総合政策課	千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-2669	03-3501-2305
23	中小企業庁	事業環境部経営安定対 策室	千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-0459	03-3501-6805
24	国土交通省	大臣官房危機管理室	千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8974	03-5253-8891
25	観光庁	総務課	千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8321	03-5253-1632
26	国土地理院	総務部総務課	茨城県つくば市 北郷1	029-864-6900	028-864-1807
27	気象庁	総務部総務課	千代田区大手町 1-3-4	03-3214-7902	03-3211-2032
28	海上保安庁	総務部国際・危機管理官	千代田区霞が関 2-1-3	03-3591-9822	03-3580-8778
29	環境省	大臣官房総務課危機管 理室	千代田区霞が関 1-2-2	03-5512-5010	03-3591-5939
30	原子力規制 委員会	長官官房緊急事案対策 室	港区六本木 1-9- 9	03-5114-2121	03-5114-2183
31	防衛省	防衛政策局運用政策課	新宿区市谷本村 町 5-1	03-5366-3111	03-5225-3022
32	防衛装備庁	長官官房総務官付	新宿区市谷本村 町 5-1	03-3268-3111	03-5261-8018

資料 1. 4 市公共機関、指定地方行政機関等

(1) 市公共機関等

機関・団体名	所在地	電話番号
蓮田駅西口行政センター	蓮田市本町 6-1	048-764-5111
浄水場(上下水道部)	蓮田市閨戸 88	048-768-1111
文化財展示館	蓮田市黒浜 2801-1	048-764-0991
勤労青少年ホーム	蓮田市見沼町 4-3	048-768-8743
コミュニティセンター	蓮田市貝塚 1015	048-766-8377
保健センター	蓮田市緑町 2-3-11	048-768-5111
図書館	蓮田市上 2-11-7	048-769-5198
農業者トレーニングセンター	蓮田市井沼 1071	048-766-5974
蓮田市総合市民体育館	蓮田市閨戸 2343-1	048-768-1717
蓮田市総合文化会館	蓮田市閨戸 2343-2	048-768-4117
環境学習館	蓮田市黒浜 1061	048-764-1850
西新宿会館	蓮田市西新宿 2-129-1	048-768-6782
中央公民館	蓮田市東 6-1-8	048-769-2002
中央公民館(関山分館)	蓮田市関山 4-5-32	048-769-7833
老人福祉センター	蓮田市馬込 4-236	048-769-1455
(公) 蓮田市シルバー人材センター	蓮田市黒浜 2799-1	048-768-3110
(福) 蓮田市社会福祉協議会	蓮田市関山 4-5-6	048-769-7111
蓮田はずの実作業所	蓮田市川島 608-1	048-764-2981
蓮田はなみずき作業所	蓮田市根金 1490-1	048-766-2619
かもめ(福祉作業所)	蓮田市黒浜 1247-2	048-769-0985
蓮田白岡衛生組合	白岡市篠津 1279-5	048-766-3738

(2) 指定地方行政機関

機関・団体名	所在地	電話番号・ FAX 番号
関東管区警察局	さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-600-6000
関東総合通信局	千代田区九段南 1 丁目 2 番 1 号 九段第 3 合同庁舎	03-5253-5111
関東財務局	さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-1111
東京税関	江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎	03-3599-6214
関東信越厚生局	さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 7F	048-740-0711 048-601-1325
埼玉労働局	さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー	048-600-6200 048-600-6220
春日部労働基準監督署	春日部市南 3-10-3	048-735-5471
関東農政局	さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-740-5835 048-601-0510
関東森林管理局	前橋市岩神町 4-16-25	027-210-1155 027-230-1393
関東経済産業局	さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-0213 048-601-1310
関東東北産業保安監督部	さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-0433 048-601-1279
関東地方整備局	さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-601-3151 048-600-1369
利根川上流河川事務所	久喜市栗橋北 2-19-1	0480-52-3952 0480-52-3964
荒川上流河川事務所	川越市新宿町 3-12	049-246-6371
荒川上流河川事務所西浦和出張所	さいたま市桜区田島 8-17-1	048-861-9129 048-839-4670
江戸川河川事務所	野田市宮崎 134	04-7125-7311 04-7123-7347
大宮国道事務所	さいたま市北区吉野町 1 丁目 435 番	048-669-1200 048-669-1221
北首都国道事務所	草加市花栗 3 丁目 24 番 15 号	048-942-4041 048-942-8205

関東運輸局	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-7269 045-681-3328
埼玉運輸支局	さいたま市西区大字中釘 2154-2	048-624-1835 048-624-1028
春日部自動車検査登録事務所	春日部市大字増戸 723 番地の 1	050-5540-2028 048-763-5515
東京航空局	千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎	03-5275-9316
東京航空交通管制部	所沢市並木 1 丁目 1 2	04-2992-1181
東京管区气象台	清瀬市中清戸 3 丁目 2 3 5 番	042-497-7208 042-495-3159
熊谷地方气象台	熊谷市桜町 1-6-10	048-521-0058
第三管区海上保安本部	横浜市中区北仲通 5-57	045-211-1118
関東地方環境事務所	さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 6 階	048-600-0516 048-600-0517
北関東防衛局	さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-600-1805 048-600-1831

(3) その他の機関（国・県）

機関・団体名	所在地	電話番号・FAX 番号
さいたま地方裁判所	さいたま市浦和区高砂 3-16-45	048-863-4111
さいたま地方検察庁	さいたま市浦和区高砂 3-16-58	048-863-2221
春日部税務署	春日部市大沼 2-12-1	048-733-2111
埼玉県警察本部	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-832-0110
岩槻警察署	さいたま市岩槻区大字岩槻 5106	048-757-0110
埼玉県警察運転免許センター	鴻巣市鴻巣 405-4	048-543-2001
埼玉県利根地域振興センター	行田市本丸 2-20 埼玉県行田地方庁舎 1 階	048-555-1110 048-554-4442
埼玉県杉戸県土整備事務所	北葛飾郡杉戸町杉戸 432	0480-34-2381 0480-36-1442
埼玉県総合治水事務所	春日部市緑町 5-5-11	048-737-2001 048-739-1435

埼玉県春日部農林振興センター	春日部市大沼 1-76 埼玉県春日部地方庁舎 3 階	048-737-2134 048-734-1344
埼玉県中央家畜保健衛生所	さいたま市北区別所町 107-1	048-663-3071 048-666-8731
埼玉県幸手保健所	幸手市中 1-16-4	0480-42-1101 0480-43-5158
埼玉県東部中央福祉事務所	春日部市大沼 1-76 埼玉県春日部地方庁舎 1 階	048-737-2132 048-734-1121
埼玉県中央児童相談所	上尾市上尾村 1242-1	048-775-4152 048-770-1055
春日部県税事務所	春日部市大沼 1-76 埼玉県春日部地方庁舎 2 階	048-737-2110 048-737-2131
埼玉県東部環境管理事務所	北葛飾郡杉戸町清地 5-4-10	0480-34-4011 0480-34-4785
埼玉県衛生研究所	比企郡吉見町江和井 410-1	0493-59-8390 0493-59-8143
春日部年金事務所	春日部市中央 1-52-1 春日部セントラルビル 4・6 階	048-737-7112
大宮公証センター	さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 ソニックシティビル 8 階	048-642-4355
春日部公証役場	春日部市中央 1-51-1 春日部大栄ビル 3 階	048-792-0811

(4) 自衛隊

区分	部隊等の長名及び窓口	所在地	電話番号
陸自	東部方面総監 (防衛部)	〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町	(048)460-1711 内線 2426 (当直 2791)
	第 3 2 普通科連隊	〒331-8550 さいたま市北区日進町 1 丁目 40 番地 7	(048)663-4241
海自	横須賀地方総監 (防衛部)	〒328-0046 横須賀市西逸見町 1 丁目無番地	(046)822-3500 内線 2543 (当直 2222)
空自	中部航空方面隊司令官 (防衛部)	〒350-1394 狭山市稲荷山 2 - 3	(04)2953-6131 内線 2233 (当直 2204)

資料 1. 5 指定公共機関、指定地方公共機関等

(1) 指定公共機関

機関・団体名	所在地	電話・FAX 番号
独立行政法人国立病院機構東埼玉病院	蓮田市黒浜 4147	048-768-1161 048-769-5347
日本赤十字社埼玉県支部	さいたま市浦和区岸町 3-17-1	048-789-7117 048-834-1520
NHK さいたま放送局	さいたま市浦和区常盤 6-1-21	048-833-2041
東日本高速道路株式会社 東北自動車道 蓮田 SA (上り)	蓮田市川島 370	048-768-6482
東日本高速道路株式会社 東北自動車道 蓮田 SA (下り)	蓮田市黒浜 3469	048-769-5374
日本郵便株式会社 蓮田郵便局	蓮田市見沼町 9-21	0570-943-930
日本郵便株式会社 蓮田駅東口郵便局	蓮田市東 6-3-24	048-769-8977
日本郵便株式会社 蓮田西新宿郵便局	蓮田市西新宿 2-71-6	048-768-3900
日本郵便株式会社 蓮田黒浜郵便局	蓮田市黒浜 4748-28	048-768-0901
日本郵便株式会社 蓮田閨戸郵便局	蓮田市閨戸 4005	048-766-0938
日本郵便株式会社 蓮田椿山郵便局	蓮田市椿山 4-1-12	048-769-0194
東日本電信電話(株) 埼玉事業部	さいたま市浦和区常盤 5-8-17	048-626-6623
東京電力パワーグリッド(株)	—	0120-995-007 03-6375-9803
東京ガス(株) 埼玉導管 ネットワークセンター	さいたま市浦和区北浦和 5-16-20	048-832-4452
国際興業株式会社さいたま東営業所	さいたま市緑区上野田 629-15	048-812-1577
福山通運大宮支店	蓮田市大字根金 1326	048-766-2000
ヤマト運輸蓮田閨戸センター	蓮田市閨戸 719-1	0570-200-724 048-722-3141
東日本旅客鉄道株式会社 JR 蓮田駅	蓮田市本町 1-2	050-2016-1600 (JR 東日本お問い合わせセンター)
東日本旅客鉄道株式会社 JR 白岡駅	白岡市小久喜 1213	
東日本旅客鉄道株式会社 JR 東大宮駅	さいたま市見沼区東大宮 4-76-61	

(2) 指定地方公共機関

機関・団体名	所在地	電話・FAX番号
埼玉県LPガス協会南埼玉支部 蓮田地区長 株式会社どばし	蓮田市東 3-7-3	048-768-1031
朝日自動車株式会社菖蒲営業所	久喜市菖蒲町菖蒲 1280-1	0480-87-2161
一般社団法人埼玉県トラック協会 久喜支部地区役員 株式会社齋藤運輸	蓮田市井沼 478-1	048-766-1000 048-766-3131
(株) テレビ埼玉	さいたま市浦和区常盤 6-36-4	048-824-3131
(株) エフエムナックファイブ	さいたま市大宮区錦町 682-2	048-650-0795
公益社団法人埼玉県看護協会	さいたま市西区西大宮 3丁目 3番地	048-624-3300 048-624-3331

(3) その他関係機関・団体

機関・団体名	所在地	電話・FAX番号
蓮田市医師会 (須田小児科内科クリニック)	蓮田市東 5-8-1	048-764-5699 048-764-0959
蓮田市管工事業協同組合	蓮田市江ヶ崎 1654-1	048-769-2135 048-769-0460
丸建つばさ交通株式会社本社営業所	北足立郡伊奈町小室 6144-1	048-797-8885 048-797-7560
有限会社福寿屋 (タクシー)	蓮田市閨戸 3955-1	048-766-0076
飛鳥交通株式会社 蓮田営業所	蓮田市井沼 4-2	048-766-0888 048-766-3004
白岡タクシー株式会社	白岡市白岡 1502-2	0480-92-0345 0480-92-0300
南彩農業協同組合蓮田支店	蓮田市東 2-4-20	048-768-2190 048-768-2100
蓮田市商工会	蓮田市東 6-1-8	048-769-1661 048-769-1662

資料 2. 1 避難施設一覧表

■避難場所・避難所一覧表

No	避難施設名	所在地	電話番号
1	蓮田南中学校 ※	蓮田 1519	769-2021
2	老人福祉センター ※※	蓮田 4-236	769-1455
3	蓮田南小学校 ※	東 6-9-11	768-0074
4	中央公民館 ※※	東 6-1-8	769-2002
5	堂山公園	上 2-3571	
6	蓮田中央小学校 ※	関山 3-6-1	768-0073
7	蓮田中学校 ※	閏戸 147-1	768-0064
8	蓮田北小学校 ※	閏戸 3236	766-2015
9	コミュニティセンター ※※	貝塚 1015	766-8377
10	保健センター ※※	緑町 2-3-11	768-5111
11	黒浜南小学校 ※	黒浜 722	769-4814
12	環境学習館 ※※	黒浜 1061	764-1850
13	黒浜小学校 ※	黒浜 3069	768-1047
14	黒浜中学校 ※	黒浜 4748	768-0314
15	黒浜西中学校 ※	黒浜 3862	768-5454
16	黒浜北小学校 ※	南新宿 800	768-4180
17	黒浜西小学校 ※	西新宿 3-84	769-3169
18	平野中学校 ※	井沼 932	766-9003
19	平野小学校 ※	井沼 937	766-1308
20	農業者トレーニングセンター ※※	井沼 1071	766-5974
21	黒浜公園	黒浜 4088-2	769-4622
22	中道公園	西新宿 3-83	
23	五反歩公園	西城 2-110	
24	松ヶ崎公園	桜台 2-467-2	
25	上島公園	西新宿 1-75	
26	小学校予定地運動場	蓮田 4-76	
27	県立蓮田松韻高等学校 ※	黒浜 4088	768-7820
28	根ヶ谷戸公園	蓮田 3-49	
29	図書館 ※※	上 2-11-7	769-5198
30	勤労青少年ホーム ※※	見沼町 4-3	768-8743
31	中央公民館関山分館 ※※	関山 4-5-32	769-7833
32	西城沼公園	城 637-1	769-4142
33	県立蓮田特別支援学校 ※	黒浜 4088-4	769-3191
34	山ノ内公園	山ノ内 1-2	
35	桜台防災広場	桜台 1-551-2	
36	根金防災公園	根金 1792	

注) 「避難施設名」の※は避難場所及び避難所の兼用を意味し、※※は避難所のみを意味する。

■避難場所一覧表

No	避難施設名	所在地	電話番号	敷地面積 (㎡)	収容面積 (㎡)	収容人数 (人)
1	蓮田南中学校	蓮田 1519	769-2021	25,320	13,444	6,722
2	蓮田南小学校	東 6-9-11	768-0074	15,786	6,200	3,100
3	堂山公園	上 2-3571		9,000		4,500
4	蓮田中央小学校	関山 3-6-1	768-0073	19,753	10,016	5,008
5	蓮田中学校	閩戸 147-1	768-0064	23,421	11,220	5,610
6	蓮田北小学校	閩戸 3236	766-2015	16,529	5,845	2,922
7	黒浜南小学校	黒浜 722	769-4814	20,617	9,813	4,906
8	黒浜小学校	黒浜 3069	768-1047	18,096	6,170	3,085
9	黒浜中学校	黒浜 4748	768-0314	23,333	14,263	7,131
10	黒浜西中学校	黒浜 3862	768-5454	27,594	12,893	6,446
11	黒浜北小学校	南新宿 800	768-4180	20,437	7,744	3,872
12	黒浜西小学校	西新宿 3-84	769-3169	21,064	10,926	5,463
13	平野中学校	井沼 932	766-9003	22,210	8,660	4,330
14	平野小学校	井沼 937	766-1308	11,289	4,720	2,360
15	黒浜公園	黒浜 4088-2	769-4622	45,000		22,500
16	中道公園	西新宿 3-83		11,000		5,500
17	五反歩公園	西城 2-110		4,700		2,350
18	松ヶ崎公園	桜台 2-467-2		3,300		1,650
19	上島公園	西新宿 1-75		4,200		2,100
20	小学校予定地運動場	蓮田 4-76		16,952		8,476
21	県立蓮田松韻高等学校	黒浜 4088	768-7820	39,138	12,857	6,428
22	根ヶ谷戸公園	蓮田 3-49		16,226		8,113
23	西城沼公園	城 637-1	769-4142	44,684	41,098	20,549
24	県立蓮田特別支援学校	黒浜 4088-4	769-3191	19,274	9,205	4,602
25	山ノ内公園	山ノ内 1-2		11,786		5,893
26	桜台防災広場	桜台 1-551-2		5,105		2,552
27	根金防災公園	根金 1792		1,850		925
計						157,093

■災害時避難所一覧表

No	避難施設名	所在地	電話番号	収容面積 (㎡)	収容人数 (人)	感染症対応 収容人数
1	蓮田南中学校 ※	蓮田 1519	769-2021	946	573	157
2	老人福祉センター ※※	蓮田 4-236	769-1455	340	206	56
3	蓮田南小学校 ※	東 6-9-11	768-0074	808	489	134
4	中央公民館 ※※	東 6-1-8	769-2002	492	298	82
5	蓮田中央小学校 ※	関山 3-6-1	768-0073	726	440	121
6	蓮田中学校 ※	閏戸 147-1	768-0064	838	507	139
7	蓮田北小学校 ※	閏戸 3236	766-2015	727	440	121
8	コミュニティセンター ※※	貝塚 1015	766-8377	410	248	68
9	保健センター ※※	緑町 2-3-11	768-5111	227	137	37
10	黒浜南小学校 ※	黒浜 722	769-4814	789	478	131
11	環境学習館 ※※	黒浜 1061	764-1850	100	60	16
12	黒浜小学校 ※	黒浜 3069	768-1047	779	472	129
13	黒浜中学校 ※	黒浜 4748	768-0314	888	538	148
14	黒浜西中学校 ※	黒浜 3862	768-5454	1,008	610	168
15	黒浜北小学校 ※	南新宿 800	768-4180	785	475	130
16	黒浜西小学校 ※	西新宿 3-84	769-3169	737	446	122
17	平野中学校 ※	井沼 932	766-9003	881	533	146
18	平野小学校 ※	井沼 937	766-1308	677	410	112
19	農業者トレーニングセンター ※※	井沼 1071	766-5974	880	533	146
20	県立蓮田松韻高等学校 ※	黒浜 4088	768-7820	1,750	1,060	291
21	図書館 ※※	上 2-11-7	769-5198	216	130	36
22	勤労青少年ホーム ※※	見沼町 4-3	768-8743	670	406	111
23	中央公民館関山分館 ※※	関山 4-5-32	769-7833	348	217	58
24	県立蓮田特別支援学校 ※	黒浜 4088-4	769-3191	698	418	116
計				16,720	10,124	2,775

注)「避難施設名」の※は避難場所及び避難所の兼用を意味し、※※は避難所のみを意味する。

収容人数 = 収容面積/1.65 ㎡

感染症まん延時対応収容人数 = 収容面積/6.0 ㎡

資料 2. 2 救急病院・救急診療所一覧（幸手保健所管内）

■救急病院・救急診療所一覧（幸手保健所管内）

名 称	所在地	電話番号	診療科目
蓮田病院	蓮田市大字根金 1662-1	048-766-8111 048-766-8110	内、胃腸外科、外、皮、泌、肛門外科、放、 脳、整、眼、耳、形、呼外、消化器外科、循 内、歯、リハ、歯外、麻
医療法人社団愛友会 蓮田一心会病院	蓮田市本町 3-17	048-764-6411 048-764-1717	内、小、外、整、泌、耳、皮、呼内、循内、脳、 麻、消内、リハ
医療法人社団心の絆 蓮田よつば病院	蓮田市馬込 2163	048-765-7777 048-765-7776	精、内、心療、リハ、神内
新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033 0480-44-8026	内、呼内、循内、消内、代謝・糖尿病内科、 腎内、神内、外、整、脳、形、皮、泌、婦、眼、 耳、リハ、放、麻、救急、呼外、心血、乳腺 外科、病理診断科、肛外、消化器外科、 リウ、小外、脳神経内科
東鷲宮病院	久喜市桜田 2-6-5	0480-58-2468 0480-58-9580	内、外、小、整、脳、肛、リウ、神内、循内、 心外、腎臓内科、消内、消化器外科、皮、 形、リハ、呼内、内分泌内科、麻、泌
社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会 栗橋病院	久喜市小右衛門 714-6	0480-52-3611 0480-52-0954	内、小、リハ、外、脳、泌、眼、耳、皮、麻、 循、放、整、呼内、消内、神内、糖尿病内 科、腎臓内科、呼外、救急、漢方内科、乳 腺外科、内視鏡外科、心血、形、血液内
新井病院	久喜市久喜中央 2- 2-28	0480-21-0070 0480-23-5338	内、外、呼内、消内、消化器外科、循内、肛 門外科、脳、乳腺外科、整、糖尿病内科、 リウ、肝臓内科、アレ、リハ、泌、呼外
蓮江病院	久喜市本町 1-7-12	0480-21-0061 0480-21-0097	整、形、リハ
医療法人 土屋小児病院	久喜市久喜中央 3- 1-10	0480-21-0766 0480-21-2230	小、内、皮、神、アレ、精
久喜すずのき病院	久喜市北青柳 1366- 1	0480-23-6540 0480-23-8779	精、心療、精神神経科、脳神経内科
医療法人慈光会 東武丸山病院	幸手市南 2-2-13	0480-42-0710 0480-42-7211	精、神、心療
牛村病院	幸手市中 5-4-51	0480-42-0025 0480-42-0911	皮、泌
秋谷病院	幸手市中 4-14-41	0480-42-2125 0480-44-0883	内、外、リハ、整、胃、消内、循内、皮、形

名 称	所在地	電話番号	診療科目
医療法人幸仁会 堀中病院	幸手市東 3-1-5	0480-42-2081 0480-42-2160	整、婦、外、リハ、泌、内、小、皮、放、神内、 消内、循内
さって福祉病院	幸手市幸手 3440-1	0480-43-7677 0480-43-7678	内
社会医療法人 ジャパンメディカル アライアンス 東埼玉総合病院	幸手市吉野 517-5	0480-40-1311 0480-40-1370	内、外、耳、リハ、整、形、脳、皮、泌、麻、 眼、放、循内、呼内、消内、糖尿病・代 謝・内分泌内科、神内、消化器外科、乳 腺・内分泌外科、血管外科、リウ
医療法人社団哺育会 白岡中央総合病院	白岡市小久喜 938- 12	0480-93-0661 0480-92-8462	内、小、消内、眼、循、外、整、皮、泌、麻、 脳、リハ、形、放、耳、腎臓内科、消化器外 科、救急科、神内、美、乳腺外科
医療法人双鳳会 山王クリニック	白岡市寺塚 123-1	0480-93-0311 0480-92-6653	産婦、新生児内科
医療法人ひかり会 パーク病院	白岡市千駄野 1086- 1	0480-91-6200 0480-91-6201	内、アレ、眼、呼、整、消内、リハ
医療法人社団白桜会 新しらおか病院	白岡市上野田 1267- 1	0480-90-5550 0480-90-5551	精、内
医療法人今井病院	北葛飾郡杉戸町 杉戸 3-11-1	0480-32-0065 0480-37-0128	内、消内、呼内、循内、神内
久喜メディカルクリニッ ク	久喜市下早見 1183- 1	0480-25-6555 0480-25-6556	内、外、神内、整、リハ、肛門外科、呼内、 気管食道外科、消内、消化器外科
しらさきクリニック	久喜市久喜新 1180- 1	0480-22-9900 0480-22-9901	内、循内、心血、心臓・血管内科、消内、 呼内

資料) 埼玉県病院・救急診療所名簿 (令和3年4月1日現在) より

【診療科目の略号対応表】

略号	説明	略号	説明	略号	説明	略号	説明
内	内科	循	循環器科	泌	泌尿器科	麻	麻酔科
外	外科	整	整形外科	産婦	産婦人科	心療	心療内科
小	小児科	形	形成外科	歯外	歯科口腔外科	呼内	呼吸器内科
精	精神科	脳	脳神経外科	眼	眼科	腎	腎臓内科
美	美容外科	呼外	呼吸器外科	耳	耳鼻咽喉科	救	救急科
神内	神経内科	心血	心臓血管外科	リハ	リハビリテーション科	リウ	リウマチ科
呼	呼吸器科	小外	小児外科	放	放射線科	消内	消化器内科
循内	循環器内科	循外	循環器外科	心外	心臓外科	乳外	乳腺外科
消	消化器科	皮	皮膚科	歯	歯科	婦	婦人科

資料 2. 3 災害拠点病院（埼玉県）

■災害拠点病院（埼玉県）[令和3年4月現在]

病 院 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
◎川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿 180	048-287-2525
○自治医科大学附属 さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111
◎埼玉医科大学 総合医療センター	350-8550	川越市鴨田 1981	049-228-3400
○北里大学メディカルセンター	364-8501	北本市荒井 6-100	048-593-1212
○社会福祉法人恩賜財団 済生会支部 埼玉県済生会栗橋病院	349-1105	久喜市小右衛門 714-6	0480-52-3611
○深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
◎さいたま赤十字病院	330-8553	さいたま市中央区新都心 1-5	048-852-1111
○獨協医科大学埼玉医療センター	343-8555	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
○さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区三室 2460	048-873-4111
○防衛医科大学校病院	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511
○社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院	332-8558	川口市西川口 5-11-5	048-253-1551
○埼玉医科大学国際医療センター	350-1298	日高市山根 1397-1	042-984-4111
○社会医療法人社幸会 行田総合病院	361-0056	行田市持田 376	048-552-1111
○新久喜総合病院	346-8530	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
○独立行政法人国立病院機構埼玉病院	351-0102	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
○草加市立病院	340-8560	草加市草加 2-21-1	048-946-2200
○埼玉医科大学病院	350-0495	毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1111
○社会医療法人さいたま市民医療センター	331-0054	さいたま市西区島根 299-1	048-626-0011

○上尾中央総合病院	362-8588	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
○羽生総合病院	348-8505	羽生市大字下岩瀬 446	048-562-3000
○地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター	330-8777	さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-2200
○戸田中央総合病院	335-0023	戸田市本町 1-19-3	048-442-1111

注) 「病院名」欄の「◎」は「基幹災害拠点病院」を示し、「○」は、「地域」を示す。

資料 2. 4 救命救急センター（埼玉県）

■救命救急センター（埼玉県） [令和3年5月現在]

病 院 名	設置者	郵便番号	所 在 地	電話番号
◎埼玉医科大学総合医療センター	学校法人	350-8550	川越市鴨田1981	049-228-3400
◎さいたま赤十字病院	日 赤	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5	048-852-1111
深谷赤十字病院	日 赤	366-0052	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511
防衛医科大学校病院	防 衛 省	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511
川口市立医療センター	川 口 市	333-0833	川口市西新井宿180	048-287-2525
獨協医科大学埼玉医療センター	学校法人	343-8555	越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111
埼玉医科大学国際医療センター	学校法人	350-1298	日高市山根1397-1	042-984-4111
自治医科大学付属さいたま医療センター	学校法人	330-8503	さいたま市大宮区天沼1-847	048-647-2111
さいたま市立病院	さいたま市	336-8522	さいたま市緑区三室2460	048-873-4111
独立行政法人国立病院機構埼玉病院	独立行政法人	351-0102	和光市諏訪2-1	048-462-1101

注) 「病院名」欄の「◎」は高度救命救急センターを示す。

【参考】

■血液センター

血液センター	所 在 地	電話番号
埼玉県赤十字血液センター	さいたま市見沼区深作955-1	048-684-1511

資料 2. 5 県内火葬場一覧

名 称	所 在 地	電話番号
さいたま市浦和斎場	さいたま市桜区大字下大久保 1523-1	048-855-6246
さいたま市大宮聖苑	さいたま市見沼区染谷 2-350-1	048-682-2800
川越市斎場	川越市大字小仙波 786-1	049-226-0090
熊谷市立葬斎施設	熊谷市円光 2-9-40	048-521-0021
行田市斎場	行田市大字佐間 1751	048-559-1996
比企広域市町村圏組合東松山斎場	東松山市松山町 2-8-32	0493-22-4279
上尾伊奈斎場つつじ苑	上尾市大字瓦葺 150	048-720-7870
県央みずほ斎場	鴻巣市境 1143	048-569-2800
越谷市斎場	越谷市大字増林 3989-1	048-960-6800
埼玉葛斎場組合斎場	春日部市内牧 1431	048-752-3441
羽生市斎場	羽生市東 3-42-2	048-561-0436
広域飯能斎場組合広域飯能斎場	飯能市大字飯能 948-3	042-974-4560
三郷市斎場	三郷市茂田井 15	048-952-5885
児玉郡市広域市町村圏組合立斎場	児玉郡美里町大字木部 537-4	0495-76-1881
広域利根斎場組合メモリアルトネ	加須市川口 4丁目 3-5	0480-65-8234
谷塚斎場	草加市瀬崎町 4-6-36	048-922-2342 048-922-7712
深丘園	深谷市山河 397-1	048-585-2900
広域静苑組合・越生斎場	入間郡越生町大字鹿下 338-6	049-292-5955
秩父斎場	秩父市大宮 5361-2	0494-23-1678
所沢市斎場	所沢市北原町 1282	04-2993-9931

入間東部広域斎場しののめの里	富士見市下南畑 70-1	049-275-3030
川口市めぐりの森（火葬場）	川口市大字新井宿 430-1	048-242-5414

資料 2. 6 生活関連等施設、危険物質等の状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）

○変電所 規模：使用電圧 10 万ボルト以上

1 施設

○水道施設 規模：供給能力 10 万立方メートル／1 日

取水施設 11 施設

浄水施設 1 施設

配水施設 2 施設

○危険物質取扱施設 → 計画本文より引用

消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物取扱施設 115 か所

毒劇物取扱施設 16 か所

放射性同位元素取扱事業所 1 か所

資料 2. 7 核燃料物質等に関する国の専門機関の連絡窓口

○放射線物質に関する指導、助言を得ることができる機関

文部科学省原子力安全課 原子力規制室 電話 03 (6734) 4036

経済産業省原子力防災課 電話 03 (3501) 1637

○放射線障害等に関して、助言を得ることができる機関

放射線医学総合研究所 緊急被爆医療センター 電話 043 (251) 1111 (代)

内線 555・466

資料 3. 1 蓮田市国民保護協議会条例

蓮田市国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 28 日条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、蓮田市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、30 人以内とする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、総合政策部危機管理課において処理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 29 日条例第 21 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 22 日条例第 27 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

資料 3. 2 蓮田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

蓮田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 28 日条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、蓮田市国民保護対策本部及び蓮田市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 蓮田市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、蓮田市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。

2 蓮田市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 蓮田市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 国民保護現地対策本部に、国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(蓮田市緊急対処事態対策本部についての準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、蓮田市緊急対処事態対策本部について準用する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、対策本部及び蓮田市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

資料 3. 3 蓮田市国民保護対策本部及び蓮田市緊急対処事態対策本部運営要綱

蓮田市国民保護対策本部及び蓮田市緊急対処事態対策本部運営要綱

(平成19年1月11日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、蓮田市国民保護対策本部及び蓮田市緊急対処事態対策本部条例(平成18年蓮田市条例第14号)第6条及び第7条の規定に基づき、蓮田市国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び蓮田市緊急対処事態対策本部(以下「緊急対処事態対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の責務)

第2条 すべての職員は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため国民保護対策本部の活動に従事しなければならない。

(設置及び廃止)

第3条 国民保護対策本部は、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第1条に規定する武力攻撃事態等(以下「武力攻撃事態等」という。)に対処するため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第35条の規定による国民保護に関する蓮田市計画(以下「市計画」という。)の定めるところにより、内閣総理大臣から設置の指定があったときに市長が設置するものとし、内閣総理大臣から指定解除の通知を受けたときに廃止する。

(組織)

第4条 国民保護対策本部に、次の各号に掲げる職員を置き、当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。) 市長
- (2) 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。) 副市長及び教育長
- (3) 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。) 総合政策部長、総務部長、環境経済部長、健康福祉部長、都市整備部長、蓮田駅西口行政センター長、会計管理者、議会事務局長、上下水道部長、行政委員会事務局長(農業委員会事務局長を除く)、学校教育部長、生涯学習部長、消防長及び参事(会議)

第5条 国民保護対策本部の会議(以下「会議」という。)は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 会議は、本部長が招集し、これを総括する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐する。
- 4 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長又は本部員がその職務を代理し、代理する副本部長及び本部員の順序については、次のとおりとする。

第1順位 副市長

第2順位 教育長

第3順位 総合政策部長

(部の組織及び職制)

第6条 武力攻撃事態等に対する業務（以下「武力攻撃事態等対策」という。）を実施するための組織及び事務分掌は、市計画で定める別表のとおりとする。

- 2 各部責任者（以下「部長」という。）は、本部長の命を受け、部の業務を掌理する。
- 3 各班責任者は、部長の命を受け、市計画で定める別表班名の欄に掲げる所属所の職員（以下「所属職員」という。）を指揮監督する。

(職員の参集)

第7条 危機管理課長は、市長が国民保護対策本部を設置したときは、部長に、速やかに連絡する。

- 2 連絡を受けた部長は、緊急連絡網により班員へ参集を伝える。

(現地対策本部の組織及び職制)

第8条 市長は、武力攻撃事態等対策を実施するため、現地対策本部を置くことができる。

- 2 現地対策本部に国民保護現地対策本部長（以下「現地対策本部長」という。）及び国民保護現地対策本部員（以下「現地対策本部員」という。）を置き、本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部の事務を掌理し、現地対策本部員を指揮監督する。

(体制の種別及び配備区分)

第9条 武力攻撃事態等対策の活動にあたり、とるべき体制の種別及び配備区分は、次のとおりとする。

- (1) 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置 多数の人を殺傷する行為の事案の発生を把握した場合に、総合政策部長の判断により、速やかに緊急事態連絡室を設置する。

ア 構成員は次のとおりとする。

(ア) 緊急事態連絡室長 副市長

(イ) 緊急事態連絡副室長 教育長及び総合政策部長

(ウ) 緊急事態連絡室員 緊急事態連絡室長が指名する者
イ 初動措置として、国民保護法に基づく避難の指示及び警戒区域の設定等
についての情報を収集及び分析し、被害の最小化を図る。

(2) 事態認定後における措置

ア 内閣総理大臣から国民保護対策本部設置の指定がない場合 緊急事態
連絡室体制を維持する。併せて、内閣総理大臣に対し埼玉県知事を経由し
て国民保護対策本部設置指定の要請をする。

イ 内閣総理大臣から国民保護対策本部設置の指定を受けた場合 国民保
護対策本部体制とする。すべての職員が本庁又は出先機関に参集する。

(応援の要請)

第10条 部長は、配備された職員をもって十分に武力攻撃事態等対策活動が
実施できないと認めるときは、本部長に対して応援を求めるものとする。

(情報の収集及び報告)

第11条 部長は、武力攻撃事態等対策に関する情報を国又は埼玉県等から得
たときはこれを本部長に遅滞なく報告しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、武力攻撃事態等対策活動の実施に必
要な事項は本部長が定める。

(準用)

第13条 第2条から前条までの規定は、緊急処理事態対策について準用する。
この場合において、第2条中「国民保護対策本部」とあるのは「緊急処理事態
対策本部」と、第3条中「国民保護対策本部」とあるのは「緊急処理事態対策
本部」と、「第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」とい
う。）」とあるのは「第25条第1項に規定する緊急処理事態（以下「緊急処
理事態」という。）と、第4条各号列記以外の部分中「国民保護対策本部」とあ
るのは「緊急処理事態対策本部」と、同条第1号中「国民保護対策本部長」と
あるのは「緊急処理事態対策本部長」と、同条第2号中「国民保護対策副本
部長」とあるのは「緊急処理事態対策副本部長」と、同条第3号中「国民保護
対策本部員」とあるのは「緊急処理事態対策本部員」と、第5条中「国民保護
対策本部」とあるのは「緊急処理事態対策本部」と、第6条第1項中「武力
攻撃事態等に対する業務（以下「武力攻撃事態等対策」という。）」とある
のは「緊急処理事態に対する業務（以下「緊急処理事態対策」という。）」
と、第7条第1項中「国民保護対策本部」とあるのは「緊急処理事態対策
本部」と、第8条第1項中「武力攻撃事態等対策」とあるのは「緊急
処理事態対策」と、同条第2項中「国民保護現地対策本部長」とあるのは
「緊急処理事態現地対策本部長」と、「国民保護現地対策本部員」とある
のは「緊急処理事態現地対策本部員」と

と、第9条第1項中「武力攻撃事態等対策」とあるのは「緊急対処事態対策」と、同条第2号ア中「国民保護対策本部設置」とあるのは「緊急対処事態対策本部設置」と、同号イ中「国民保護対策本部設置」とあるのは「緊急対処事態対策本部設置」と、「国民保護対策本部体制」とあるのは「緊急対処事態対策本部体制」と、第10条中「武力攻撃事態等対策活動」とあるのは「緊急対処事態対策活動」と、第11条中「武力攻撃事態等対策」とあるのは「緊急対処事態対策」と、前条中「武力攻撃事態等対策活動」とあるのは「緊急対処事態対策活動」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月10日から施行する。

資料3. 4 蓮田市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

蓮田市特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

令和4年2月18日市長決裁

目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 特殊標章の交付等（第5条―第9条）
- 第3章 身分証明書の交付等（第10条―第13条）
- 第4章 保管及び返納（第14条・第15条）
- 第5章 濫用の禁止等（第16条・第17条）
- 第6章 雑則（第18条・第19条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）並びに「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）及び「国民保護に関する蓮田市計画」（平成19年2月策定）に基づき、蓮田市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

（定義及び様式）

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

（交付の対象者）

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（交付の手續）

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、様式第2号の特殊標章等の交付をした者に関する台帳（以下「台帳」という。）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの様式第1号の特殊標章等に係る交付申請書による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、台帳に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章の交付等

（腕章及び帽章の交付）

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

（旗及び車両章の交付）

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付するものとする。

（訓練における使用）

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合には、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、様式第3号の特殊標章再交付申請書により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、様式第4号の身分証明書再交付申請書により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

（有効期間及び更新）

第13条 第10条第1項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

（保管）

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

（返納）

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

（濫用の禁止）

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- 3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならぬ。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)

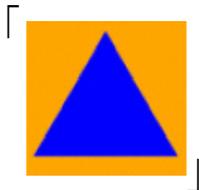
第18条 この要綱に定めるもののほか特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 蓮田市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総合政策部危機管理課が行うものとする。

附 則

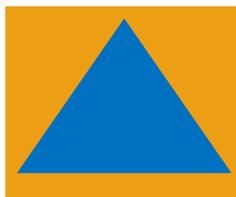
この要綱は、令和4年2月18日から施行する。

別紙（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示	<p>「国民保護に関する蓮田市計画」で定める形状</p> 	<p>①オレンジ色地に青色の正三角形とする。</p> <p>②三角形の一の角が垂直に上を向いている。</p> <p>③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p>
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		<p>※一連の登録番号を表面右下すみに付する。</p> <p>（例：蓮田市 1）</p>
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別図（第2条関係）

表面



蓮 田 市 長



身 分 証 明 書
IDENTITY CARD

国民保護措置に係る職務又は業務を行う者用
for civil defence personnel

氏名／Name _____

生年月日／Date of birth _____

この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力闘争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。

The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as.

交付年月日／Date of issue _____ 証明書番号／No. of card _____
許可権者の署名／Signature of issuing authority

有効期間の満了日／Date of expiry _____

裏面

身長 ／Height_____	眼の色 ／Eyes _____	頭髪の色 ／Hair_____
その他の特徴または情報／Other distinguishing marks or information: 血液型／Blood type_____		
所持者の写真／PHOTO OF HOLDER		
印章／Stamp	所持者の署名	

資料 3. 5 特殊標章等の各種様式

様式第 1 号 (第 4 条関係)

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

蓮田市長 宛て

私は、国民保護法第 1 5 8 条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) (ローマ字)	生年月日 (西暦) 年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒 電話番号： E-mail：	写真 縦 4 × 横 3 cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)
識別のための情報 (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身長： cm 眼の色： 頭髪の色： 血液型： (R h 因子)	
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)	
(許可権者使用欄) 資 格： 証明書番号： 交付等の年月日： 年 月 日 有効期間の満了日： 年 月 日 返 納 日： 年 月 日	

様式第3号（第9条関係）

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
蓮田市長 宛て	
申 請 者 住 所 _____ (電 話 _____) 氏 名 _____	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失（破損等）年月日	
3 紛失の状況（破損等の理由）	
4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第4号（第12条関係）

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
蓮田市長 宛て	
申 請 者 住 所 _____ (電 話 _____) 氏 名 _____	
1 旧身分証明書番号	
2 理 由	
3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

資料3. 6 救援の程度及び方法の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十九号）

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

（平成二十五年十月一日号外）
（内閣府告示第二百二十九号）

（救援の程度及び方法）

- 第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十二条までに定めるところによる。
- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。
 - 3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（收容施設の供与）

第二条 法第七十五条第一項第一号の收容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

- イ 避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を收容するものであること。
 - ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。
 - ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり三百三十円（冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等。（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを收容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。
- 二 收容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに收容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の收容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

（1）一戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等

に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百七十一万四千円以内とすること。

- (2)長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり三百三十円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。
- ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。
- ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。
- ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。
- チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法(平成十六年法律第百十号)第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条、第八条及び第九条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

- イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。
- ロ 一戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百七十一万四千円以内とすること。
- ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

- イ 避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）

に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

- ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千百六十円以内とすること。

二 飲料水の供給

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。
- ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 被服、寝具及び身の回り品
 - ロ 日用品
 - ハ 炊事用具及び食器
 - ニ 光熱材料
- 三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(四月から九月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一万八千八百円	二万四千二百円	三万五千八百円	四万二千八百円	五万四千二百円	七千九百円
冬季	三万二千二百円	四万四千元	五万六千二百円	六万五千七百円	八万二千七百円	一万千四百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって

継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。
- ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること。
- ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

- ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。
- ロ 次の範囲内において行うこと。
 - (1) 分べんの介助
 - (2) 分べん前及び分べん後の処置
 - (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場

合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

- 二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
 - イ 棺(附属品を含む。)
 - ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
 - ハ 骨つぼ及び骨箱
- 三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万五千二百円以内、小人十七万二千円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十九万五千円以内とすること。

(学用品の給与)

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。))の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

- (1) 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法(1948年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費
- (2) 高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童一人当たり四千五百円
- (2) 中学校生徒一人当たり四千八百円
- (3) 高等学校等生徒一人当たり五千二百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上

費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 死体の一時保存
- (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

二 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千五百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千四百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受ける恐れがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万七千九百円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場

合とすること。

イ 飲料水の供給

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の捜索及び救出

ニ 死体の捜索及び処理

ホ 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

前 文〔抄〕〔平成二六年三月三十一日内閣府告示第二〇号〕

平成二十六年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二七年三月三十一日内閣府告示第四五号〕

平成二十七年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二八年三月三十一日内閣府告示第一一三号〕

平成二十八年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二九年三月三十一日内閣府告示第五三四号〕

平成二十九年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成三〇年三月三〇日内閣府告示第五二号〕

平成三十年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔令和元年九月三〇日内閣府告示第九〇号〕

令和元年十月一日から適用する。

資料 3. 7 安否情報に係る総務省令（平成十七年総務省令第四十四号）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十五条第二項及び第二十六条第四項（これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

（安否情報の収集方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第三条 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

- 2 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七

項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成十八年三月三十一日総務省令第五〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十七年九月一六日総務省令第七六号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条

- 2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一及び二 略

- 三 第十一条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令第三条第二項

四及び五 略

資料 3. 8 安否情報収集様式

様式第 1 号 (第 1 条関係)

安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)

記入日時 (年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所 (郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他 ()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷 (疾病) の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

- (注 1) 本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援 (物資、医療の提供等) や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注 3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備 考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

年 月 日		
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		
申請者 住所(居所) _____ 氏名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

資料 3. 9 危険物質等取扱者に対する措置

〈市長が行う措置〉

物質の種類	措置の対象	措置
危険物 (消防法第 2 条 第 7 項)	消防本部所在市町村で貯蔵及び取り扱われるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止または制限 ・危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

〈参考〉消防法第 2 条第 7 項で規定する危険物

種別	性質	品名
第一類	酸化性固体	一 塩素酸塩類
		二 過塩素酸塩類
		三 無機過氧化物
		四 亜塩素酸塩類
		五 臭素酸塩類
		六 硝酸塩類
		七 よう素酸塩類
		八 過マンガン酸塩類
		九 重クロム酸塩類
		十 その他のもので政令で定めるもの
		十一 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第二類	可燃性固体	一 硫化りん
		二 赤りん
		三 硫黄
		四 鉄粉
		五 金属粉
		六 マグネシウム
		七 その他のもので政令で定めるもの
		八 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
		九 引火性固体引火性固体
第三類	自然発火性物質 及び禁水性物質	一 カリウム
		二 ナトリウム
		三 アルキルアルミニウム
		四 アルキルリチウム
		五 黄りん
		六 アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く。）及びアルカリ土類金属
		七 有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。）
		八 金属の水素化物
		九 金属のりん化物
		十 カルシウム又はアルミニウムの炭化物
		十一 その他のもので政令で定めるもののいずれかを含有するもの
		十二 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの

種別	性質	品名
第四類	引火性液体	一 特殊引火物
		二 第一石油類
		三 アルコール類
		四 第二石油類
		五 第三石油類
		六 第四石油類
		七 動植物油類
第五類	自己反応性物質	一 有機過酸化物
		二 硝酸エステル類
		三 ニトロ化合物
		四 アニトロソ化合物
		五 アゾ化合物
		六 ジアゾ化合物
		七 ヒドラジンの誘導体
		八 ヒドロキシルアミン
		九 ヒドロキシルアミン塩類
		十 その他のもので政令で定めるもの
		十一 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第六類	酸化性液体	一 過塩素酸
		二 過酸化水素
		三 硝酸
		四 その他のもので政令で定めるもの
		五 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの

資料3. 10 被災情報の報告様式

被災情報の報告様式

年 月 日に発生した による被害（第 報）

年 月 日 時 分
蓮 田 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日 時 分

(2) 発生場所 蓮田市
(北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住宅被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概要を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

国民保護に関する蓮田市計画

令和4年3月

蓮田市

事務局 蓮田市 総合政策部 危機管理課

〒349-0193 埼玉県蓮田市大字黒浜 2799 番地 1

電話 048-768-3111 (代表) F A X 048-765-1700

メール:kikikanri@city.hasuda.lg.jp

ホームページ <https://www.city.hasuda.saitama.jp/>
